

令和8年度 危険物安全週間実施要綱

【目 的】

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、「危険物安全週間」を設けるものとする。

【期 間】

令和8年6月7日（日）から6月13日（土）までの7日間
毎年6月の第2週（日曜日から土曜日までの一週間）

【推進標語】

「つかみ取れ！めざす無事故の頂を」

【主 催】

消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会及び（一財）全国危険物安全協会

【実施機関】

三木市消防本部

【推進団体】

三木防火協会、兵庫県危険物安全協会

【重点目標】

- (1) 危険物安全週間の趣旨の徹底
- (2) 危険物施設における事故防止対策の推進
- (3) 危険物施設における保安体制の整備促進
- (4) セルフスタンドにおける安全対策の推進
- (5) 危険物に関する知識の普及啓発

【実施行事】

実 施 行 事	日 時	場 所 ・ 機 関	実 施 内 容
広報紙配布	5月下旬	危険物施設 事業所	危険物安全週間を関係者に周知徹底するため実施要綱やポスター等を送付する。
危険物施設 立入検査	随 時	危険物施設 事業所	管内の危険物施設に対する立入検査を行い、危険物の貯蔵取り扱い等に伴う基準適合について指導を行う。
懸 垂 幕 のぼり旗掲出	期 間 中	消 防 本 部 防 火 協 会 会 員 事 業 所 等	消防庁舎に大型懸垂幕を掲出。防火協会会員事業所及び管内のセルフスタンドに、のぼり旗、ポスター等の掲出を依頼し注意喚起を図る。
広報紙発刊 及 び 掲 載 依 頼	期 間 中	消防本部	「広報みき」をはじめとする広報誌及び新聞等により、広く住民に危険物の安全確保を呼びかける。

みなさんのご協力を！

事業所における危険物安全週間行事

(1) 危険物安全週間ポスターの掲出

各事業所の出入口等に、危険物安全週間ポスターの掲出に御協力をお願いいたします。

(2) 自主保安体制の推進

危険物に係る事故の多くが、人的要因に基づいて発生しています。

近年、団塊世代の大量退職により、有資格者が減少傾向にあります。

各事業所において、自主点検・訓練を実施していただき、有資格者の確保、保安意識の高揚に努めて下さい。

(3) 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る点検

地下に埋設されている貯蔵タンク及び配管等が腐食劣化し、流出する可能性があります。

そのため、消防法において埋設年数により、地下貯蔵タンクに流出防止対策を講ずることとされています。

このことから、別紙資料を参考に貴事業所のタンク埋設年数等を再確認していただき、流出事故防止のためにも早期対応に努めて下さい。

(4) 事故防止対策の推進

ガソリン等を容器に注入する際には、顧客に対し、ガソリン等の危険性を周知するとともに、従業員が消防法令の基準に適合した容器であることを確認し、またセルフスタンドでは、顧客が自らガソリンを容器に注入することがないように、取扱いに注意して下さい。

(5) ガソリン等の販売における本人確認

令和2年2月1日より、ガソリンの詰め替え販売における本人確認と記録保存が義務化となる消防法令が施行されました。また、令和2年3月1日付けにて、ホームセンター等でガソリン等を容器入りのままで販売される事業者においても本人確認を行うよう消防庁より通知されております。適正な取扱いに努めてください。

(6) セルフスタンドにおける監視業務について

上記(5)のとおり、ガソリンを容器に詰め替えする際には、本人確認等が義務付けられたところですが、県内のセルフスタンドにおいて、監視の目をかいくぐり顧客が自ら容器へ詰め替えを行う事案が多数発生しています。危険物による事故をなくすため、監視業務の徹底をお願いします。

(7) 給油取扱所の設備基準等の改正について

令和2年4月1日より、可搬式制御機器(タブレット等)を用いた給油許可が可能となりました。使用方法、使用エリア等の技術基準が新たに設けられたことで、変更許可申請の対象となります。

また、これまで犬走り上においての物品の展示、販売が可能とされておりましたが、法改正により車両の通行上支障のない場所であれば展示等が可能となっています。ただし、防火塀の高さ以上に積み重ねたり、車両への給油行為や地下貯蔵タンクへの荷卸し等に支障がないよう運用方法を計画し、安全管理に努めてください。

(8) 給油取扱所における給油について

給油取扱所において、可搬型発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクへの直接給油、また、トラック等の車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された状態の自動車等の燃料タンクに対する給油行為が認められるものとして規制緩和されました。

(令和5年3月24日付け 消防危第63号通知)

ただし、セルフの給油取扱所で自ら給油できるのは自動車等及び原動機付自転車のみであること、荷台に積載された自動車等へ給油する際は、自動車の転倒及び動揺の防止並びに静電気防止対策について留意してください。

(9) 給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しについて定められました。(令和5年12月6日付け 消防危第324号通知)

ア 固定給油設備を使用したガソリンの容器に詰め替えられる上限がなくなりました。(200ℓ/日)

※静電気火災の防止対策や詰替え・注入時の流出防止対策等の必要な安全対策を講じる必要があります。

イ 固定給油設備から軽油を車両に固定された4,000ℓ以下のタンク内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る)に注入することができるようになりました。

※静電気火災の防止の観点から注入管を用いる等の必要な安全対策を講じる必要があります。

ウ 給油取扱所の業務に必要な設備として、尿素水溶液供給機の設置の基準が定められました。

※電気設備が内蔵されているものについては、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外の場所に設置する等の必要な安全対策を講じることで、固定給油設備が設けられたアイランド上に設置できることとなりました。

エ 屋内給油取扱所における急速充電設備の設置の基準が定められました。

※屋内給油取扱所に設置する場合は緊急遮断装置を設けるとともに、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲以外の場所に設置する必要があります。

オ 給油取扱所内に設置できる建築物の用途が拡大されました。

※延焼防止対策や避難対策等の必要な安全対策を講じることで、映画館、図書館、教会、工場、駐車場、倉庫、事務所等を設置することができるようになりました。

カ 営業時間外に安全対策を行うことで係員以外の者の出入り制限が緩和されました。（安全対策を予防規程に明記必要）

※固定給油設備等の危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずる必要があります。

また、係員以外が利用しない箇所及び設備には係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずる必要があります。

キ 荷卸し中に固定給油設備及び固定注油設備の使用ができるようになりました。（安全対策を予防規程に明記必要）

※固定給油設備及び固定注油設備のノズルに満量停止措置を設ける必要があります。

また、地下タンク及び簡易タンク並びに危険物を注入する移動タンク貯蔵所には、コンタミ防止措置を設ける必要があります。

危険物取扱者は、専用タンクへの荷卸し作業中の立会いや（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く）危険物の取扱作業の立会い及び監視業務を同時に行うことが想定されるため、具体的な安全対策について、予防規定に明記しなければなりません。

令和8年度 危険物取扱者保安講習受講案内

1 受講対象者

住居地又は勤務地が兵庫県内の方で、次に該当する方（特殊事情のある方はご相談ください）

（1）受講義務者

危険物施設（許可施設）において、現に危険物取扱業務に従事している危険物取扱者免状所有者（甲乙丙の種類不問）で、

（ア）令和5年度に保安講習を受講した方（令和8年度に受講周期3年）

（イ）新たに危険物取扱業務に従事することとなった方

※令和6年度、7年度の保安講習受講者又は令和6年度、7年度の新規免状取得者に受講義務はありません。

（2）受講希望する者

上記（1）以外の危険物取扱者で、特に受講を希望する方。

2 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等（抜粋）

（1）給油取扱所講習

（講習対象者）給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	講習会場	定員
R8.7.2（木）	13:30～16:30	尼 崎	尼崎市中小企業センター 大ホール	150人
R8.7.7（火）		加古川	SHOWA グループ市民会館 （加古川市民会館） 小ホール	200人
R8.7.9（木）		豊 岡	但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール	76人
R8.7.23（木）		丹波篠山	丹波篠山市民センター 多目的ホール	150人
R8.7.28（火）		姫 路	アクリエひめじ 中ホール	300人
R8.8.5（水）		明 石	明石市民会館 中ホール	200人
R8.9.15（火）		神 戸	兵庫県中央労働センター 大ホール	150人
R8.10.9（金）		小 野	小野市うるおい交流館エクラ 大会議室	80人

(2) その他一般講習

(講習対象者) ガソリンスタンド従業員以外及びコンビニート従事者以外
危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	講習会場	定員
R8. 7. 15 (水)	13:30~16:30	神 戸	兵庫県立のじぎく会館 大ホール	150 人
R8. 8. 7 (金)		市 川	市川町文化センター コミュニティホール	100 人
R8. 8. 27 (木)		西 宮	フレンテ西宮 西宮市フレンテホール	120 人
R8. 10. 14 (水)		尼 崎	尼崎市中小企業センター 大ホール	150 人
R8. 10. 21 (水)		たつの	たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール 中ホール	160 人
R8. 10. 30 (金)		宝 塚	アピアホール	110 人
R8. 12. 2 (水)		高 砂	高砂市文化会館東館 ぼっくりんホール	200 人
R8. 12. 8 (火)		加古川	SHOWA グループ市民会館 (加古川市民会館) 小ホール	200 人
R8. 12. 16 (水)		明 石	明石市民会館 中ホール	200 人
R8. 12. 18 (金)		川 西	川西市アステ市民プラザ アステ川西 6Fアステホール	130 人
R9. 1. 14 (木)		尼 崎	尼崎市中小企業センター 大ホール	150 人
R9. 1. 26 (火)		神 戸	神戸市教育会館 大ホール	110 人
R9. 1. 28 (木)		姫 路	アクリエひめじ 中ホール	300 人
R9. 2. 8 (月)		伊 丹	伊丹アイフォニックホール	200 人
R9. 2. 16 (火)		神 戸	神戸市教育会館 大ホール	110 人

(3) 全区分講習

(講習対象者)従事する危険物施設の種別を問わない。

開催年月日	講習時間	地区	講習会場	定員
R8. 7. 30 (木)	13:30~16:30	赤 穂	赤穂化成ハーモニーホール 小ホール	120人
R8. 8. 21 (金)		淡 路	洲本市文化体育館 会議室1A	78人
R8. 10. 7 (水)		佐 用	佐用町コミュニティ 防災センター	50人
R8. 10. 23 (金)		養 父	やぶ市民交流広場 (YBファブ) 大ホール	100人
R8. 11. 4 (水)		丹 波	丹波の森公苑ホール	200人
R8. 12. 10 (木)		豊 岡	但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール	76人
R9. 1. 21 (木)		加 東	加東市地域交流センター 大ホール	200人
R9. 2. 19 (金)		尼 崎	尼崎市中小企業センター 大ホール	150人

(4) WEB講習 (2期)

申請期間	講習種別	受講開始日	受講期間	定員
R8. 7. 1 (水) ~R8. 7. 31 (金)	給 油	R8. 9. 1 (火)	R8. 9. 1 (火) ~R8. 9. 30 (水)	1,500人
	コンビナート			
	一 般			
R8. 10. 15 (木) ~R8. 11. 13 (金)	給油	R8. 12. 15 (火)	R8. 12. 15 (火) ~R9. 1. 14 (木)	1,500人
	コンビナート			
	一 般			

3 申請書類については三木市消防本部及び広野、吉川分署に有ります。

4 危険物取扱者保安講習に関するお問い合わせ先

公益財団法人 兵庫県危険物安全協会

〒650-0011

兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3-28

兵庫県中央労働センター 5階

TEL (078) 333-8032

FAX (078) 333-8076

令和8年度（第2回） 危険物取扱者試験案内

1 種類

甲種・乙種第1類～第6類・丙種

2 日時

実施日	種類	時間	
令和8年10月11日（日）	甲種	13時15分～15時45分	
	乙種第1・2・3・5・6類	13時15分～15時15分	
	乙種第4類	午前	10時00分～12時00分
		午後	13時15分～15時15分
	丙種	13時15分～14時30分	

3 実施場所

神戸市	兵庫県立兵庫工業高等学校 (神戸市兵庫区和田宮通2-1-63)
姫路市	姫路獨協大学 (姫路市上大野7-2-1)
西宮市	大手前大学西宮夙川キャンパス (西宮市御茶家所町6-42)
豊岡市	兵庫県立豊岡総合高等学校 (豊岡市加広町6-68)
丹波篠山市	兵庫県立篠山産業高等学校 (丹波篠山市郡家403-1)
洲本市	兵庫県立洲本実業高等学校 (洲本市宇山2-8-65)

4 申請方法・申請期間

申請方法	申請期間	備考
電子申請	令和8年8月21日(金) ～ 8月28日(金)	初日の9時から最終日の終日まで
書面申請		最終日の消印有効

5 申請書類については三木市消防本部及び広野、吉川分署に有ります。

6 危険物取扱者試験に関するお問い合わせ先
一般財団法人 消防試験研究センター 兵庫県支部
〒650-0024
兵庫県神戸市中央区海岸通3番地
シップ神戸海岸ビル14階
TEL (078) 385-5799
FAX (078) 385-5466

7 電子申請に関するお問い合わせ先
一般財団法人 消防試験研究センター 電子申請室
専用電話 (0570) 07-1000

※6・7ともに受付時間は9:00～17:00(土日、祝日、年末年始を除く)